

じゃがれたー

(じゃがれたーは、日本成年後見法学会 (Japan Adult Guardianship Law Association) =略称 JAGA) が編集・発行するニュースレターです。

発行日 平成22年 9月27日
発行 日本成年後見法学会
発行人 理事長 新井 誠
編集 広報委員会
[委員長] 長谷川秀夫
[副委員長] 高橋 弘
[委員] 香川 美里
北村裕美子
高橋 圭司
平岡 祐二

巻頭言

司法書士が取り組む成年後見制度

日本司法書士会連合会会長 細田 長司

平成5年頃より、司法書士界内において、高齢者・障がい者の法的支援、権利擁護、福祉増進等をめざした活動についての議論がなされていた。それに伴い日本司法書士会連合会（以下、「日司連」という）主導のもと全国各地においてシンポジウム等を開催し、それぞれの司法書士会が、成年後見に関する研究会等を立ち上げ、成年後見制度の制定に向けて動き出した。当時は、禁治産者等の制度が十分に機能しているとはいいがたく、個々の司法書士が国民の権利擁護の立場から工夫を凝らしながらも、不動産取引立会いや各種登記申請等を行っているのが現状であった。

そこで、日司連は成年後見関連4法案の成立に時を合わせて準備をなし、社団法人成年後見センター・リーガルサポート（以下、「リーガルサポート」という）を平成11年12月に設立した。同時に全国50の司法書士会にも支部を設置し、本格的かつ実践的に成年後見制度に取り組む体制を創り上げたのである。以来、当時の議論と実践活動の牽引役となった多くの同職が、この制度の支えとなられている学者、福祉関係者、弁護士、医師、公証人の方々や、家庭裁判所や行政機関等との強力なネットワークを構築し制度の充実化を図ってきた。現在もさらなる問題点の提起と解決策の提案、法改正への提言等々の活動をしておられる皆様に対し、この場を借りて特段の敬意を表すると

ころである。

リーガルサポートは、研修単位取得者を後見人・後見監督人候補者名簿に登載し、家庭裁判所に提出しており、2年ごとの更新研修を義務化して、常に進歩し複雑化・高度化している高齢者等の現状に対応すべき理論・技術の習得と、多くの現場体験をフィードバックし研鑽を積み重ねてきた。設立当時は3033名の司法書士によるスタートであったが、本年7月現在、約5200人の正会員を擁する成年後見制度を担う団体に成長した。しかし、遺憾ながら財産管理等に関する司法書士の不祥事も生じている。組織として被害者の回復処置に的確な対応をすべきであることはもちろん、司法書士個々が成年後見制度を担う専門職能としての倫理を不断に涵養すべきである。後見等が必要な人に対して、権利擁護を実現するため、身上監護と財産管理をとおして、時には親族よりも強い支えとなって、その人生に最後までかかわっていくこととなる重大な職務であるとの認識が必要である。

本年10月に開催される2010年成年後見法世界会議の各分科会テーマについては、日司連としても深く検討を要する問題点であり、多くの司法書士に参加要請しつつ十全な支援をする準備をしている。同世界会議を契機として、貴学会と成年後見制度のさらなる充実・発展を祈念したい。

第7回学術大会

平成22年5月30日(日)、法政大学市ヶ谷キャンパスにおいて第7回学術大会が開催された。午前中は4つの分科会で報告が行われ、午後からは総会に引き続いて、「これからの成年後見——世界会議に向けて」をテーマに全体会が開催された。

■第1分科会

現行成年後見制度の問題点と改正に向けた課題

座長 弁護士 赤沼 康弘

水野裕氏(社会医療法人杏嶺会いまいせ心療センター副院長・認知症センター長)は、家事審判法改正議論の中の、鑑定を原則廃止するという動きに対して警鐘を鳴らした。医師は、本人の現状については、親族のいうままに診断書を作成せざるを得ない。また、鑑定が省略されれば、裁判所は、本人と一度も面談をすることなく審判を下すことになる。本人の人権にとって重大な問題が生ずる可能性を指摘された。

次に、柿本誠氏(日本福祉大学教授)から、看取り介護の同意の権限を成年後見人にも認めるべきであるという提案がなされた。

最後に、高橋弘氏(司法書士)の報告では、成年後見人等は、本人の死亡によって直ちに権限を失うのではなく、少なくとも死後事務について保存行為を行うことができる程度の権限を与える必要があるのではないかという提案がなされた。

(船木 美香)

■第2分科会

能力制限の廃止・縮減——能力制限なき後見支援の可能性を求めて——

座長 筑波大学法科大学院教授 上山 泰

座長である上山泰氏(筑波大学法科大学院教授)から成年後見制度施行後10年を経過した問題点と

して、判断能力の不十分な方を支援するメリットが前面に出されている一方、選挙権や被選挙権などが自動的に失われる形式性・画一性による過剰な制約となっていることが指摘された。

これを受けて菅富美枝氏(法政大学准教授)から、イギリス成年後見法は社会においてできるだけ本人の能力制限をせず、例外的に相手の悪意を立証した場合には契約の拘束から離脱を認める法制であるとの報告があった。また、熊谷士郎氏(金沢大学教授)から、日本民法で成年後見人と与えられている取消権による保護を廃止した場合、消費者保護法等によりどこまで本人保護を代替できるか検討する報告がされた。

現在の日本民法の能力制限(=取消権)および属人的取扱いとは本人の社会的排除につながるのか直ちに結論が出る問題ではなく、弁護士においてはむしろ本人保護の一つとして成年後見制度の取消権規定を拡充する考えも根強い。しかし、世界の趨勢は必ずしもそうではなく、特に国連の障害者権利条約12条2項は法的能力の平等性を規定している。今後同条約の批准に向けて国内法の整備が必要となろう。(中尾 哲郎)

■第3分科会

高次脳機能障害への支援

座長 司法書士 長谷川秀夫

第3分科会は、「高次脳機能障害への支援」とのテーマで、コーディネーターの石渡和実氏(東洋英和女学院大学教授)の進行のもと、各報告がされた。

古笛恵子氏(弁護士)が、「高次脳機能障害の認定から成年後見の利用」とのテーマで、成年後見制度は、高次脳機能障害者に対する極めて重要な支援であると解説した。そして、特に、交通事故における高次脳機能障害に焦点をあて、その認定から賠償金の支払われる過程、そこに含まれてい

る問題点、課題に対しての提案などが説明された。

次に、「親（養護者）なき後への対応」と題し、大輪典子氏（社会福祉士）から報告があった。弟さんが26年前に交通事故にあわれた立場から、高次脳機能障害にかかわる家族としての体験を語られた。家族の支援がいかに大切か、また、成年後見人として現在活動されている事例を交え、今後の課題等を発表された。

最後に、座長の長谷川秀夫氏（司法書士）より「交通事故による高次脳機能障害者の成年後見制度の利用促進に向けて」として、2009年度高次脳機能障害研究委員会報告書に関して説明がなされた。また、高次脳機能障害をどのように定義づけるかについての提案がなされた。（大島 祐子）

■第4分科会

公的支援システムの確立に向けて

〔座長〕 司法書士 大貫 正男

座長である大貫正男氏（司法書士）から、議論の前提として、公的支援システムの定義、公的支援の範囲、公的支援を実現していくうえでの問題点などについて報告がなされた。また、市民後見人の意義、現状、問題点を会場に確認した後、公的支援の対象として市民後見人の養成をどのように捉えるべきかについて論じた。

次に、池田恵利子氏（いけだ後見支援ネット代表）から、「市町村における成年後見制度の利用と支援基盤整備のための調査研究」の内容紹介とともに、基礎自治体の役割について報告された。

そして、富永忠祐氏（弁護士）からは、家庭裁判所における後見監督の現状、行政のかかわり方を説明し、今後の課題について述べられた。

最後に、芳賀裕氏（社成年後見センター・リーガルサポート理事長）より、成年後見制度の役割を確認したうえで、具体的に公的支援体制としてどのようなものが考えられるかについて提案がなされた。

（澤本 裕貴）

■全体会

これからの成年後見——世界会議に向けて

〔コーディネーター〕

筑波大学法科大学院教授 新井 誠

〔パネラー〕

弁護士 赤沼 康弘

筑波大学法科大学院教授 上山 泰

司法書士 長谷川秀夫

司法書士 大貫 正男

全体会では、新井誠氏の進行のもと、赤沼康弘氏、上山泰氏、長谷川秀夫氏、大貫正男氏による各分科会の報告の後、パネルディスカッションが行われ、本年10月に行われる2010年世界会議において発表される予定の「横浜宣言」の、ジャパニーズパートに盛り込む内容が検討された。

まず、第1のパートは、「現行成年後見法の改善」として、①市町村長申立ての積極的活用、②成年後見の利用に関する費用の公的補助の拡充、③成年後見開始手続において原則としての鑑定及び本人調査の実施、④成年後見人が財産に関する代理権しか有してないことからの脱却、⑤欠格事由の撤廃、⑥任意後見の利用促進と濫用防止の6項目となった。次に、第2のパートは、「新たな成年後見の可能性」ということで、①能力制限の廃止・縮減・類型化、②高次脳機能障害者への支援、③信託制度の活用を内容とする。最後に、第3のパートは、「公的支援のためのインフラ整備」として、①低所得者、無産者であっても権利擁護の対象となること、②司法裁判所の機能強化、③国および地方自治体による支援、④所轄する省庁の明確化、⑤成年後見を支えるネットワーク（行政、裁判所、民間）構築を内容とすることになった。

成年後見法が施行されて10年が経過し、さまざまな問題が噴出している。10月の世界会議が、広く一般に制度改革をアピールするものとなることを期待したい。

（船木 美香）

第7回総会報告

平成22年5月30日(日)午後1時から、法政大学市ヶ谷キャンパス薩埵ホールにて、本学会の第7回総会が開催された。開会宣言の後、本学会規約12条により、議長を新井理事長が務めることが告知された。開催に先立ち、新井誠理事長より、本学会の理事で第一東京弁護士会所属の澤口秀則弁護士が5月10日に急逝されたことについての哀悼の意が表された。

◇議案第1号 平成21年度事業報告の件

大貫正男副理事長が事前配布された議事資料に基づき平成21年度に行った事業について説明を行った。研究調査部門として、学術大会の開催、制度改正研究委員会における研究、判例研究会における判例研究、(社)日本損害保険協会からの助成を受けての高次脳機能障害に関する平成21年度から2年間の研究、平成21年度厚生労働省補助金事業の市町村における成年後見制度の利用と支援基盤整備のための調査研究、学会誌『成年後見法研究』第7号の編集、国際交流活動、特別シンポジウムとして、イギリスのDenzil Lush先生を招いての国際シンポジウム「イギリス成年後見法の動向からみるわが国への課題」の開催等が報告された。また、運営・広報部門として、ハート・フォーラム委員会としてNHKハートフォーラム「あなたの財産と暮らしを守る」の実施が報告された。事業報告については、質問はなく、承認された。

◇議案第2号 平成21年度決算報告の件

伊藤佳江常任理事が、前記議事資料に基づき、平成21年度の決算報告を行った。正味財産は約734万円で、当期収支差額は約50万円のプラスとなっており、前年度よりも若干増えていることが報告された。引き続き、岩川作丕監査役が、監査の結果、正確なものと認められると監査報告を行った。以上について、質問はなく、承認された。

◇議案第3号 平成22年度事業計画決定の件

赤沼康弘副理事長が、前記議事資料に基づき、

平成22年度事業計画案の説明を行った。基本姿勢は従来どおり、前年度に引き続き学術大会等を開催するほか、具体的な調査研究に重点を置いた活動を行うことが報告された。特に今年度は、2010年成年後見法世界会議を開催するということが大きな事業計画となっていることが説明された。さらに、平成23年5月に第8回学術大会が開催される予定であること、研究委員会については、昨年からの引き続き活動の継続が予定されていることが報告された。事業計画案の中の、厚生労働省補助金事業「市民後見人の養成および支援に関する研究会(仮)」については、本年度は行われなくなったことを報告し、審議および承認を求めた。赤沼副理事長からは、最近の動向として、公的な補助金を受けるためには法人格が求められるようになっており、今後本学会についてもいずれ法人格取得を検討する必要があるのではないかと考える、との報告がなされた。その他、学会誌の編纂・発行、国際交流活動、運営広報部門としては総会の開催、会報の発行、組織強化活動の予定について報告された。以上について、質問はなく、承認された。

◇第4号議案 平成22年度予算決定の件

伊藤佳江常任理事より、前記議事資料に基づき、説明が行われた。厚生労働省補助金事業が行われなくなったことを受けて国庫補助金特別会計について削除することが報告され、審議および承認を求め、異議なく承認された。なお、2010年成年後見法世界会議の予算について、議場より質問がなされ、大貫正男副理事長が説明を行った。

◇その他

最後に新井誠理事長より、来年度の総会・学術大会について、関西地区で開催することが検討されていることが報告され、2010年成年後見法世界会議について学会員のさまざまな立場からの協力要請がなされ、総会は終了した。(星野 美子)

判例研究**判例研究委員会****■任意後見契約解除時の認証における代理嘱託の可否（東京地裁平成19年4月27日判決・成年後見法研究7号154頁）****【事案の概要】**

Aを委任者、Xを受任者とする任意後見契約が締結され、その旨の登記がされていたところ、Aの親族であるBは、A作成名義の任意後見契約解除通知書について代理嘱託の方式で公証人の認証を受け、当該書面をXにあてて送付した。また、法務局の登記官は、Bの申請に基づき、本件任意後見契約の解除による終了の登記を行った。

そこで、Xは、当該登記官の処分を不服として、当該法務局長に対して審査請求をした。同局長は、これを棄却する旨の裁決をしたため、Xはさらに、当該処分および当該裁決の取消しを求めて本件訴えを提起したが、東京地方裁判所は、「任意後見契約の解除の書面について、公証人法で認められている代理人による嘱託の方法によって認証を受けることが排除されていると解すべき理由はない」などとしてXの請求を棄却した。

【解説】

任意後見契約に関する法律9条1項は、任意後見監督人の選任前における任意後見契約の解除について公証人の「認証」を要求する。その趣旨は、解除が当事者の真意に基づくものであることを客観的に担保する点にあるところ、本判決は、その趣旨がいわゆる代理嘱託の方式（公証人法60条・31条・32条）による「認証」を排除するものではないと判示した。ここにおいて代理嘱託とは、書面上の署名・押印が委任者本人（本件のA）によるものであることを嘱託代理人（本件のB）が公証人の面前で自認することを意味する。本判決は、この方式による「認証」を容認することで、任意後見契約の利用しやすさに一定の配慮を示した。

もっとも、任意後見をめぐる紛争は、時として、遺産相続争いの前哨戦としての様相を呈する。すなわち、いったん任意後見契約が締結されても、委任者の加齢に伴いその意思能力が減退すると、これに乗じて、当該任意後見契約の内容に不満を感じていた受任者以外の推定相続人が、代理嘱託を通じて本人が意図しない当該契約の解除を強行する一方、今度は自己に有利な方向で、他の任意後見契約や法定後見の申立てを行うといった事態、いわば任意後見契約の取合いが起り得る。したがって、代理嘱託の方式による解除を容認した本判決は、こうした前哨戦に拍車をかける方向で作用する危険性がある。そのような事態を回避するためには、前記の任意後見契約に関する法律の趣旨に鑑み、公証事務の運用上、本人面接を徹底してもらうことで、当事者の真意に基づく解除を担保することこそが肝要である。

また、本件では争点とされなかったものの、代理嘱託を許容しつつ、その嘱託代理人に対する権限の授与そのものを要式行為と解し、つまりは委任状自体に私署証書の認証を要求すべきとする第3の解釈の採否についても今後の検討が期待される。より一般化していえば、ある法律行為（本件では任意後見契約の解除）に形式を要求する趣旨が、関連する他の法律行為（本件ではその書面の認証における代理嘱託の権限授与行為）にも妥当する限り、形式の同一を命ずるとの原則、いわゆる私法上の形式同一原則の妥当性が、公証の形式具備を要件とする任意後見契約の領域でこそ、真摯に問われるべきである。

（日本大学教授 清水 恵介）

国際シンポジウム 「台湾新成年後見制度の紹介」に参加して

◇はじめに

2010年7月10日(土)、陳自強・国立台湾大学法律学院教授による国際シンポジウム「台湾新成年後見制度の紹介」が明治大学において催された。

これまで、『中華民法典』(1929年。以下、同法を引用する場合は、単に条数のみ引用する)の旧成年監護制度は、「禁治産」制度のみであった。しかし、高齢者(65歳以上)の人口が1993年に総人口の7.09%を占めて高齢化社会に入り、2010年4月には、高齢者の比率が10.68%になった。また、将来的には、2017年に14%となり、高齢社会に入り、2025年には20.1%に増加して超高齢化社会に突入する予定である。このように、台湾では、高齢者人口が確実に増加し、これに伴って、深刻な社会問題も発生しているとのことである。そこで、新しい成年監護制度が2008年5月23日に導入され、2009年11月23日に施行された。

◇新しい成年監護制度の概要

新成年監護制度は、「監護」と「補助」とに分かれる。まず、監護の実質的要件は、「精神障害又はその他の知能欠陥により、意思表示をすること若しくは意思表示を受領することができず、又はその意思表示の効果を弁識することができない者」(14条1項)である。監護の宣告を受けた被監護者は行為無能力者であり(15条)、その行為は無効である(75条)。保護者として監護人が付される(1110条)。次に、補助の実質的要件は、「精神障害又はその他の知能欠陥により、意思表示をすること若しくは意思表示を受領する、又はその意思表示の効果を弁識する能力が著しく不足である者」(15条の1第1項)である。補助の宣告を受けた被補助者は、行為能力を有するが、特定の重大な法律行為をするときには保護者である補助者(1113条の1第1項)の同意を得なければならず、その同意を得ないでした契約は効力未定であり、補助者の承認により有効になる(同法15条の2第2項・78

~83条)。なお、任意監護制度については、改正時において任意監護制度を急ぐ必要はないとの意見が多数を占め、今次の改正では見送られた。

◇感想

この講演で印象に残ったことを2つほどあげておく。1つは、台湾をはじめアジアにおける日本法の役割についてである。台湾民法にこれまで大きな影響力を及ぼしてきたのは主にドイツ法および日本法であり、今次の改正に最も影響を及ぼしたのも同法であった。たとえば、被補助者は、日常生活および法律上の利益を受ける行為を行う場合には、補助者の同意を要せず単独で有効に行うことができる(15条の2第1項柱書ただし書)が、この規定は、日本民法13条1項柱書ただし書とドイツ民法107条を継受したものであろう。また、台湾の今次改正で法人監護人も認められるようになった(1111条の1第4号参照)。このように、日本における成年後見制度の規定や法人後見についての豊富な経験は、アジア各国にとって参考になる部分があるように思われる。

もう1つは、アジアの成年後見制度から学ぶという姿勢についてである。本学会において国際シンポジウムは幾度も催されたが、すべて欧米の成年後見制度に関するものであった。今回初めてアジアの制度が紹介されたが、日本の成年後見制度の方向性を考えるにあたり、今後は、アジアの成年後見制度にも関心を払って謙虚に学ぶ必要があるように強く感じた。

◇おわりに

今年10月に開催される「2010年成年後見法世界会議」で行われる「アジアの日」は、日本が自国の制度をアジア各国に発信するとともに、アジアの制度を学ぶ絶好の機会でもある。「アジアの日」がアジア各国と日本の架け橋になることを切に希望する。(流通経済大学法学部教授 村田彰
同大学院修士課程2年 洪栄梅)

2010成年後見法世界会議紹介

来る2010年10月2日(土)から4日(月)まで、横浜において、成年後見法分野発の世界会議、「2010年成年後見法世界会議」が開催される。「超高齢社会を支える成年後見——誰でも利用できる制度とするために」をテーマに、約15カ国から各々の国で成年後見に携わる司法・福祉・行政関係者の参加を得て、最先端の議論がなされる予定である。そこで、第1日目、第2日目(分科会)、第3日目に分けて、それぞれの登壇者に「2010年成年後見法世界会議」をご紹介いただく。

◆第1日目紹介◆

第1日目は、開会宣言、開会式に引き続き、基調講演が行われる。

◆基調講演

成年後見分野で世界最先端をいく次の9氏から、講演をいただく予定である。

- ① 新井誠氏 (筑波大学法科大学院院長)
- ② Ulrich BECKER 氏 (Max Planck Institute for Social Law、ドイツ)
- ③ Donovan WATERS 氏 (Counsel, Horne Coupar, Victoria、カナダ)
- ④ Denzil LUSH 氏 (Senior Judge of The Court of Protection、イギリス)
- ⑤ Rebecca C. MORGAN 氏 (Stetson University、アメリカ)
- ⑥ Robert GORDON 氏 (Simon Fraser University、カナダ)
- ⑦ Anita SMITH 氏 (Guardianship and Administration Board、オーストラリア)
- ⑧ Volker LIPP 氏 (University of Goettingen、ドイツ)
- ⑨ Kees BLANKMAN 氏 (Associate professor Family Law, Amsterdam、オランダ)

◆IGN/PTPG 共同・パネルセッション

次に、IGN/PTPG 共同・パネルセッションが行われる。

認知症高齢者、精神障害や高次脳機能障害者の増加等は各国共通の問題と捉え、この問題をどうしたら解決できるのか、成年後見の果たすべき役割は何かを討論することが本セッションのねらい

である。そのため各報告者は、それぞれの成年後見分野の組織や進捗状況を報告する。出席者は、成年後見の最前線(フロント・ライン)を間近に知り、今後の解決策を見出すに違いない。

本セッションの指針は次のとおりである。

- ① 国際的な視野から大きく考え、各国の事情に沿って的確に行動する。
- ② 社会貢献というビジョンを掲げて支援することを使命とする。

米国からは、全米後見協会(NGA)、後見認定センター(CGC)、全米後見ネットワーク(NGN)という団体の活動を、日本からは当学会、専門職能団体、家庭裁判所、行政等の動きを紹介する。

コーディネーターを務めるのは、Jochen EXLER-KÖNIG (International Guardianship Network、ドイツ)である。氏は、福祉の専門家であり、職業世話人として活動されている。また、IGNでも指導的な役割を担われている。来日経験もあり、日本の成年後見制度にも関心を抱いておられる。そのほか、Sally Balch HURME (National Guardianship Association、アメリカ)、Peter WHITEHEAD (Perpetual Trustee Company Limited、オーストラリア)、Laura WATTS (Canadian Center for Elder Law、カナダ)、筆者(日本成年後見法学会副理事長)の5氏が登壇することとなっている。

また、本セッション終了後には、ウェルカムパーティー(立食)が開催される予定である。

(世界会議実行委員長 大貫 正男)

第2日目(分科会)

2010年成年後見法世界会議の2日目には、成年後見実務の最前線において喫緊の課題とされているテーマを8つの分科会に分かれて議論する。本欄では各分科会の日本側コーディネーターに、分科会の内容、議論の論点などをご紹介いただく。

《第1分科会》 医療行為の同意

インフォームド・コンセントにおける医療行為の同意(以下、「医療同意」という)に関する日本の法制度の現状は、不十分であり、医療実務の需要に十分に応えていない。すべての人に最善の医療の機会が提供されることは、基本的人権として保障されなければならない。そのために、医療同意法(仮称)の構築あるいは成年後見法の改正が必要である。

第1分科会では、以上のような認識のもとに、医療同意に関する日本および海外の現状と動向を明らかにし、法制度のあるべき方向を明らかにする。報告は、海外から3氏、日本から3氏が担当する。

海外の3氏の報告を先に行い、次に日本の3氏の報告を行う。それぞれ20分~30分程度報告し、各報告直後に登壇者を中心に質疑を行う。海外からは、Anita SMITH氏(Guardianship and Administration Board、オーストラリア)、David ENGLISH氏(University of Missouri、アメリカ)、Maria MAMMERI LATZEL氏(Amtsgericht Köpenick、ドイツ)の3氏、日本からは、岩志和一郎氏(早稲田大学法学学術院)、前田稔氏(社団法人成年後見センター・リーガルサポート)、赤沼康弘氏(東京弁護士会)の3氏が登壇する。6氏全員が報告した後の「全体討論」は、報告をした登壇者間を中心に行う。なお、適宜、フロアからの発言を求める。

海外の3氏からは、医療同意に関する各国の現

状を中心に報告をしていただく予定である。日本の3氏の報告概要は、次のとおりである。

- ・岩志報告 日本における法制度、法理論の概要と問題点を中心に報告する。
- ・前田報告 日本における実務の現状と課題を中心に報告する。
- ・赤沼報告 日本における法制度のあるべき方向とその姿について提言する。

全体討論の要点として、外国の法制度、実務等から日本法・実務への示唆を得るといったことなどを考えている。

(千葉大学大学院専門法務研究科教授
小賀野晶一)

《第2分科会》 市民後見人

第2分科会のテーマは、市民後見人の養成と資質の確保である。登壇者は、ダブルコーディネーターとして、私と共催団体である International Guardianship Network 会長の Jochen EXLER-KÖNIG 氏(ドイツ)、報告者として、望月真由美氏(社団法人成年後見センター・リーガルサポート)、齋藤修一氏(社会福祉法人品川区社会福祉協議会)、安藤淳子氏(ドイツ日本研究所)、Ingrid NAGODE-GABRIEL 氏(NÖ Landesverein für Sachwalterschaft、オーストリア)、Stefan TAPPEINER 氏(IGN Member, Guardianship Judge、イタリア)の5氏に登壇していただく予定である。

日本側からは、第三者後見人の選任率が親族後見人に比し年々増加(平成21年は36.5%)し、かつ専門職後見人の供給増加が期待しにくい現状と、地方自治体や社会福祉協議会等が行う「市民後見人」の養成や支援監督態勢の現状と課題が、ドイツ、オーストリア、イタリアからは、各国における第三者後見人の養成システムの現状と課題やEUにおける後見人養成研修の統一化等が報告

される予定である。

論点の1つは、「市民後見人の資質」を向上させるための方策について（たとえば、倫理を必修とする等の研修システムの改善、第三者委員会による後見事務の支援等の支援システムの整備等）、もう1つは、「市民後見人養成」へ国等の公的支援システムのあり方についてである。これらについて、報告と意見交換により、わが国が今後進むべき方向性を見出せるようにしたい。

（社団法人成年後見センター・リーガルサポート
理事長 芳賀 裕）

《第3分科会》 任意後見

第3分科会のテーマは任意後見である。コーディネーターを筆者と Kees BLANKMAN 氏 (Associate professor Family Law, Amsterdam, オランダ) が務め、登壇者として、布施憲子氏 (第一東京弁護士会)、矢頭範之氏 (社団法人成年後見センター・リーガルサポート)、坂井靖氏 (中野公証役場)、Robert GORDON 氏 (Simon Fraser University, カナダ)、Volker LIPP 氏 (University of Goettingen, ドイツ)、の各氏が予定されている。

分科会では、まず、登壇者らから、参加国であるドイツ、カナダ、オランダ、日本の各国の任意後見制度の紹介をしていただく。日本における任意後見の実情をはじめ、第二次世話法の改正により、事前配慮代理権 (任意後見) 制度の強化、利用促進が図られたドイツの現状、コモンロー上、本人の判断能力喪失が代理権喪失事由となっているため、主要な州が持続的代理権法 (任意後見法) を定めるに至っているカナダの実情、わが国では、これまでほとんど紹介されることのなかったオランダの任意後見制度の概要などが明らかにされることになる。なお、報告の中で、2009年にEU 欧州会議で採択された任意後見に関する新しい勧告についても触れていただく予定である。

そのうえで、各国の実情を踏まえ、任意後見受任者の給源、代理権の範囲、医療行為の同意、死

後の事務委任、裁判所による監督などの諸点について検討を加え、あるべき姿を追求する予定である。

最後に、横浜宣言に向けて、任意後見制度の利用促進策、受任者による制度濫用の防止策について討論を行う。超高齢社会に突入したわが国の動向が国際的にも注目されるものと思われる。

(弁護士 北野 俊光)

《第4分科会》 虐待と成年後見

第4分科会では、虐待と成年後見をテーマに、コーディネーターは、筆者 (東京弁護士会) と Laura WATTS 氏が担当し、スピーカーは、延命政之氏 (横浜弁護士会)、浅野壽一氏 (大阪社会福祉士会)、土屋幸己氏 (富士宮市役所福祉総合相談課)、本田正宏氏 (社団法人成年後見センター・リーガルサポート)、Joan BRAUN 氏 (BC Centre for Elder Advocacy and Support, カナダ)、Janet MORRIS 氏 (Bet Tzedek Legal Services, アメリカ) を予定している。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (高齢者虐待防止法) が施行されて4年を経過した。この法律では、判断能力が低下した高齢者の虐待の防止・救済のうえで、成年後見制度を利用することに重点がおかれている。特に、市町村長申立てが、老人福祉法上の措置とともに積極的に活用されることが重要である。

高齢者虐待防止法の施行後、通報の窓口となる地域包括支援センターや市町村が、虐待の防止・救済にあたって成年後見制度にどのように結び付けて支援をしているか、虐待事案への対応について、市町村や地域包括支援センターに対する助言を行う高齢者虐待対応専門職チーム設置の取組みを進めている(社)日本社会福祉士会・日本弁護士連合会の各会員から、具体的なチームの活動と成年後見制度の活用について報告を受ける予定である。海外の報告者からは、各国における虐待の防

止・救済についての制度と成年後見制度がどのように活用されているかについての報告を予定している。各地での取組みや実践の中で明らかになってきた高齢者虐待防止法や成年後見制度の課題について積極的な討議をお願いしたい。

(弁護士 滝沢 香)

《第5分科会》 能力

第5分科会のテーマである「能力」は、成年後見の必要性和妥当性を担保する基本的な概念である。第二次世界大戦後、「能力」喪失の根拠が診断名であった時代が続いた後、80年代以降、欧米を中心として、より本人の生活状況を反映する機能的判定法が主流となってきた。その結果、医師以外の評価者が、標準化された判定法を用いて能力評価を行う国が増えている。さらに、近年、本来財産法上の能力制限を趣旨とする成年制度の利用に伴い、選挙権等の公法的権利も喪失する現状に対して批判的な意見が高まり、特に、わが国でも批准を検討しているとされる「障害者権利条約」の第12条を踏まえ、早急な能力概念の見直しが求められていると考えられている。

こうした状況に鑑み、本分科会の前半では「能力」概念とその評価法、現行の成年後見制度における運用、等について、Peter WHITEHEAD氏(Perpetual Trustee Company Limited、オーストラリア)、松田修氏(東京学芸大学)、村田彰氏(流通経済大学)から報告をしていただく。後半は、Sally Balch HURME氏(National Guardianship Association、アメリカ)から制限つき命令に変化していることなど米国の状況を紹介していただいた後、上山泰氏(筑波大学法科大学院)と竹中勲氏(同志社大学法科大学院)から能力制限をめぐるわが国の成年後見制度の課題についてお話しいただき、質疑討論を行い、欠格事由に関して具体的な提言を行うことを目指したい。多くの方のご参加をお待ちしている。

(東洋大学教授 白石 弘巳)

《第6分科会》 後見人への公的支援組織

第6分科会は、筆者とMalcolm SCHYVENS(Guardianship Tribunal Of New South Wales、オーストラリア)がコーディネーターを務め、大貫正男氏(日本成年後見法学会)、田村満子氏(日本社会福祉士会)、Jay CHALKE(Public Guardian and Trustee of BC、カナダ)、Maria MAMMERI-LATZEL(Amtsgericht Köpenick、ドイツ)、Colleen PEARCE(Department of Justice Melbourne、オーストラリア)の5氏に登壇していただき、公的支援組織について議論をする予定である。

この10年の間に、日本の超高齢社会は進展し、家族機能の低下等も進み、昨今では「無縁社会」との言葉もクローズアップされ、虐待等権利侵害や孤独死も増加している。

このような社会状況において、成年後見制度は、家族にのみ依存することなく、本人の「権利」や「尊厳」、「最低限度の生活」を守るため、その必要性のある方々を支える人権・権利擁護の制度として、また、社会保障システムの1つとして、ますます重要性を増している。

したがって、申立人の有無や所得にかかわらず、成年後見制度利用の必要性がある方々に対しては、自治体や国は、その利用を保障すべきであると考えられる。しかし、現実には、この問題に関して、自治体間の格差は広がるばかりである。

成年後見制度を必要とする方々を的確に制度につなげ後見支援を行うためには、「地域住民の福祉」に責任をもつ自治体と裁判所等の司法関係者の連携のもとに、成年後見制度を活かすしくみ、後見人を支えるしかけ等、成年後見人を支援する基盤整備が早急に進められることが求められているといえるだろう。当分科会では、この点について議論をし、一定の方向性を示したいと考えている。

(いけだ後見支援ネット代表 池田 恵利子)

《第7分科会》 信託と成年後見

信託制度は、高齢社会における財産管理制度として極めて有用な手段である。そのことは信託制度の沿革を少しでもひもといてみれば一目瞭然である。しかし、わが国においては信託制度は金融商品として位置づけられてきた。

第7分科会は、このような信託制度の位置づけを見直し、成年後見制度の代替手段としても位置づけ、もって信託制度が高齢社会の財産管理手法として用いられるべきである旨を提言しようとするものである。

登壇者は世界を代表する信託法研究者である。カナダの Donovan WATERS 氏 (Counsel, Horne Coupar, Victoria) は文字どおり信託法研究の泰斗である。David ENGLISH 氏 (University of Missouri) はアメリカ信託法の改革をリードしている研究者であるし、同じくアメリカの Rebecca MORGAN 氏 (Stetson University) は高齢者の信託制度の活用に関する研究で著名な大家である。また、Lusina HO 氏 (University of Hong Kong) は英米信託法にも造詣の深い中国 (香港) を代表する気鋭の女性研究者である。わが国からの登壇者は、遠藤英嗣氏 (蒲田公証役場)、山北英仁氏 (日本司法書士会連合会)、塚田繁氏 (日立キャピタル信託株式会社)、皆見一夫氏 (株式会社朝日信託) といった、わが国における既存の信託制度とは無縁であり、かつ、新しい信託制度の活用を唱えている方々が勢揃いしている。海外勢と日本勢とが有意義かつ真剣な議論を展開するのが楽しみである。

高齢社会における信託制度の活用は実は極めて根源的な問いである。成年後見制度には本人の権利擁護的側面とともに権利制約的側面も併存している。信託は、成年後見制度の代替手段となりうるのか。本分科会はこれらの問いに対して一定の考え方を提示して、「横浜宣言」に含める予定である。(筑波大学法科大学院教授 新井 誠)

《第8分科会》 高次脳機能障害と成年後見

高次脳機能障害を有する者について支援が必要であることはいうまでもないが、わが国においては、高次脳機能障害の概念が、医学、法学、行政と、その場面に応じて異なる目的意識の下に異なる意味内容で用いられており、混迷を極めていいる。ある意味においては、他国には理解しがたいであろうわが国独特の問題であるといえる。

第8分科会では、日本から、高次脳機能障害者に成年後見制度を用いた支援が重要となることについて「高次脳機能障害者の支援」と題して石渡和実氏 (東洋英和女学院大学)、親なき後問題を踏まえ家族、専門職後見人としての実践から「高次脳機能障害者への支援～家族・養護者への支援」として大輪典子氏 (社会福祉士事務所スペース輪)、交通事故による高次脳機能障害者の成年後見制度利用促進等に関する大綱案に基づき「交通事故による高次脳機能障害者の成年後見制度の利用促進に向けて」とのタイトルで長谷川秀夫氏 (千葉司法書士会/リーガルサポート千葉支部) がそれぞれ報告する。海外からは、「オーストラリア、ノーザンテリトリー準州における認知機能障害のある先住民の後見：文化、法律及び人権」として Patrick McGEE (後見監督官) が報告する。コーディネーターである Denzil LUSH 氏 (Senior Judge of The Court of Protection, イギリス) と筆者 (東京弁護士会) の進行を進める。高次脳機能障害者の支援を実効化するため、会場からの活発なご意見をお願いする次第である。

(弁護士 古笛 恵子)

◆第3日目紹介◆

2010年成年後見法世界会議の最終日は、冒頭、宇都宮健児日本弁護士連合会会長、細田長司日本司法書士会連合会会長、崔麟壽大韓法務士協会副会長の挨拶の後、まず、「アジアの日」と題して、コーディネーターを筆者が務め、Lusina HO氏 (University of Hong Kong、中国・香港)、Daniel KOH氏 (OFFICE OF THE PUBLIC GURDIAN Singapore、シンガポール)、富永忠祐氏 (富永法律事務所、日本)、In-Hwan PARK氏 (Inha University、韓国)、Leilani TUALA-WARREN氏 (Samoa Law Reform Comission、サモア) に登壇していただき、アジアにおける成年後見について議論する予定である。わが国と近接する文化をもち、成年

後見制度の基盤整備が進む近隣アジア諸国の現状に触れることができる絶好の機会といえるだろう。

その後、分科会報告、クロージングレクチャーと続き、全体会が行われる。新井誠理事長、赤沼康弘副理事長、大貫正男副理事長、Denzil Lush氏 (Senior Judge of The Court of Protection、イギリス) の出席のもとにパネルディスカッションを開催し、最後に、成年後見制度のあるべき姿を提言する「横浜宣言」を発することとなる。

成年後見制度を、「誰でも利用できる制度とするために」、極めて重要な1日となるであろう。

(世界会議事務局長 高橋 弘)

◆2010年成年後見法世界会議 会員・会友寄付者一覧 (順不同、敬称略)

2010年成年後見法世界会議の開催に向け、会員・会友の皆様にご寄付をお願いしておりましたが、これまで寄付者一覧を掲載した後にご寄付をいただいております。ここに厚く御礼申し上げます。

(世界会議実行委員長 大貫 正男)

芳賀 裕	落合 直通	井上 計雄	望月真由美	利根川徳吉	多田 泰三
福本 麻紀	菅原 新平	大塚 昭男	星田 寛	川口 隆志	本田 正宏
大貫 正男	小幡 秀夫	海辺 俊男	杉谷 計輔	島川 稜子	瀬戸美津子
白石 弘巳	池畑 芳子	本田 誠	千嶋 達夫	杉本 行廣	藤塚 真子
浦田 耕作	鈴木 麗加	古川 静男	内園 博巳	岡部 則子	福田加奈子
中村 昌美	田口 乃子	宮川 導子	開山 憲一	藤江 美保	津田 和紀
大島 明	竹田 一光	大城 節子	片野無事生	安藤 淳子	村田 幸子
星野 美子	清水 誠	田口 忠男	成田 有吾	牛島 信吾	天野 茂雄
五十嵐禎人	齊藤 登	鏡 諭	坂井 靖	西川 博章	井上 広子
小嶋 珠実	岩井 匠史	南本 一雄	小宮山直道	床谷 文雄	※2010年2月16
洪瀬 清治	新田 直樹	高澤 哲也	宝井 基治	吉塚 正治	日~2010年9
古川 静男	松井 秀樹	横田 博昌	梶谷 光育	熊谷 勝	月15日。氏名
中山二基子	小瀬 幸雄	小山 典宏	岡崎 利治	佐藤 勝	掲載について
紫藤 千子	後藤 武	大村 廣義	後藤 安子	藤井由紀子	「可」とご連絡
丸山 勝弘	片岡 敏明	水野 裕	宮本 衛市	永田 廣次	をいただいた
櫻井 勉	松浦 光明	町谷 雄次	田口 道治	國弘 征郎	方のみ。

【日本成年後見法学会事務局】

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-7-16
 (株)民事法研究会内
 TEL 03-5798-7239 (直) FAX 03-5798-7278
 E-mail j_jaga@nifty.com

◆編集後記◆ 人は失った現実直面してみないと価値に気が付かない。澤口秀則先生が彼岸に逝かれ、もう今世にいないとわかっていても、つい彼の優しげな声、穏やかな口調を探してしまう。ご冥福を祈り、遺志を繋げよう。(長谷川秀夫)